

# 次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針

(令和6年7月9日 市長決裁)

## 1 策定の背景

急速な少子高齢化に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）が制定された。

同法第4条では、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、実施する責務を有すると規定されている。

また、同法第10条では、市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定している。

一方、国は、令和4年12月に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月）を策定した。これは、「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月閣議決定）で定めた取組の方向性に沿って、デジタル田園都市国家構想が目指すべき中長期的な方向性について、達成すべき重要業績評価指標（KPI）を併せて示すとともに、構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等を示すものである。

本市においても、令和2年3月に策定した第2期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「現戦略」という。）の計画期間が令和6年度をもって満了を迎えることに伴い、変わる時代の中で、これからも選ばれ続ける都市の創出を目指す坂戸市人口ビジョンを踏まえ、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案した次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「次期戦略」という。）を策定する。

## 2 計画の概要

次期戦略は、市民と共有されてきた本市の将来に向けたまちづくりの方向性を継承した分かりやすいものとするため、現戦略を基本的に引き継ぐものとする。その内容は、次のとおりとする。

### (1) 位置づけ

本市の重要課題である少子高齢化による人口減少社会への対応に資するため、各分野にまたがって特に重点的に取り組む施策を定め、優先的に実行する。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までとする。

### (3) 基本目標

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に掲げる、社会課題解決や魅力向上を図るための4つの重要な要素を勘案し、現戦略に掲げる4つの基本目標について、次期戦略では以下の通り見直すとともに、施策・事業についても、進捗状況等を坂戸市総合計画審議会で議論の上、課題を整理するとともに、課題解決に向けた基本施策の内容を見直し、新たな目標値を設定する。

#### 【次期戦略における4つの基本目標】

- ① 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ② しごとをつくる
- ③ 本市への人の流れをつくる
- ④ 時代に合った魅力的な地域をつくる

#### 【参考】国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」より

- 重要な要素① 地方にしごとをつくる  
重要な要素② 人の流れをつくる  
重要な要素③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる  
重要な要素④ 魅力的な地域をつくる

#### (4) 基本施策と目標値

現戦略に掲げる基本的方向性を見直し、4つの基本目標の実現に向けた基本施策とそれに付随する重要業績評価指標「KPI」を設定する。重要業績評価指標「KPI」は、計画期間中や終了時点で進捗状況が明確に把握できるものとする。

### 3 坂戸市人口ビジョンの見直し

令和2年3月に策定している坂戸市人口ビジョンについては、新たな国勢調査などのデータを受けた内容での時点修正を行う。

### 4 策定体制

次期戦略の策定に当たっては、市民等から意見を聴取し、現戦略の現状における評価を行うとともに、引き続き、まち・ひと・しごと創生を推進していくため、市民をはじめ、関係機関や団体、民間事業者等の参加のもと地方創生に向けた意見を反映させながら策定する。

#### (1) 市民参加

##### ア 市民コメント

次期戦略（案）について、市民コメントを実施し、市民からの意見を求め、寄せられた意見や要望、情報に対する市の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮した計画策定を行う。

##### イ その他の意見聴取

策定過程における情報をホームページ等に掲載し市民との情報共有に努める。また、市長への提言制度を活用し、ハガキやメールにより広く意見等を求める。

#### (2) 坂戸市総合計画審議会

坂戸市総合計画審議会条例（昭和57年坂戸市条例第1号）に基づき、審議会を組織し市長の諮問に応じて次期戦略策定に関し調査及び審議を行う。

#### (3) 市議会

素案及び策定時といった節目において経過等を報告し、意見を伺う。

#### (4) 庁内体制

##### ア 策定委員会（各課長）

次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要領（令和6年6月13日市長決裁）に基づき、次期戦略策定における段階ごとの決定を行う。  
なお、委員長は総合政策部長をもって充て会務を総括する。

##### イ 検討部会（各課長補佐、係長等）

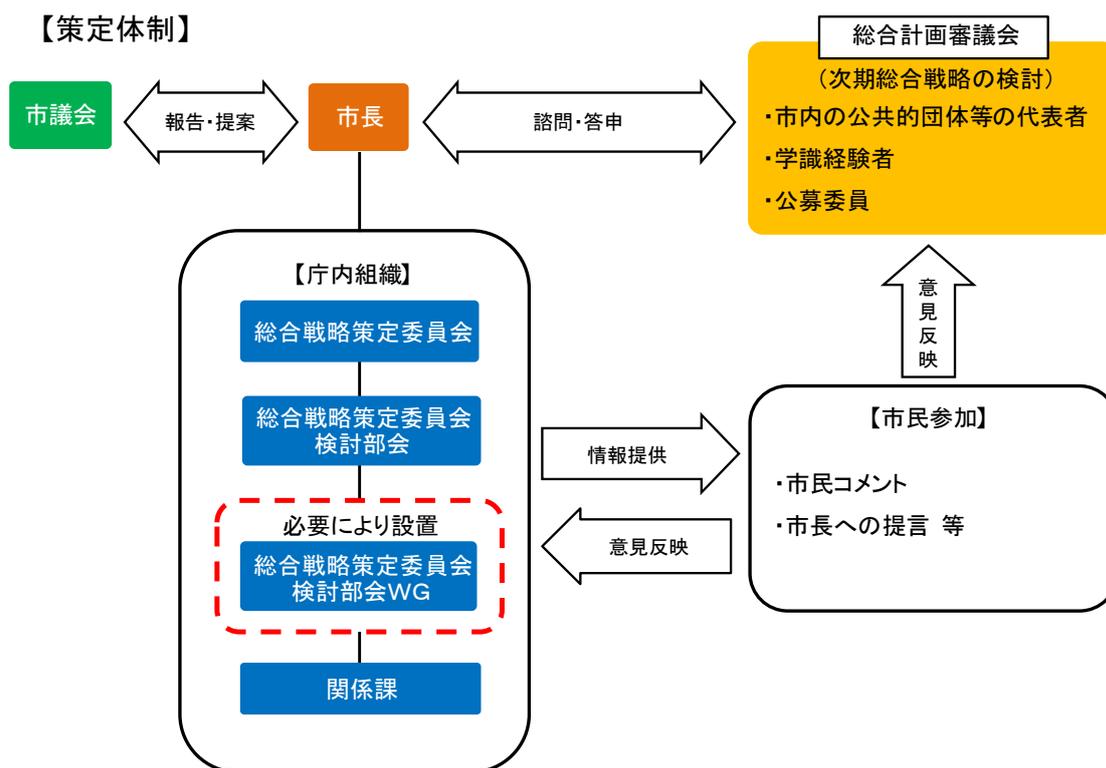
策定委員会に諮ったうえで、次期坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会設置要領（令和6年6月13日市長決裁）第5条の規定に基づき設置し、次期戦略の原案を調整し、とりまとめを行う。

##### ウ 全課

策定委員会及び検討部会以外の部署についても、次期戦略策定過程において、意見照会を行う。

##### エ 職員参加

作業に携わらない一般職員についても坂戸市職員提案規程（平成13年坂戸市訓令第15号）に準じ、簡略化した職員提案制度を実施して参画を推進する。



## 5 策定スケジュール

次期戦略は、令和6年度の1年間で策定するものとする。

### 主なスケジュール

- ・ 指名委員会（令和6年5月）
- ・ 業務委託契約（令和6年6月）
- ・ 策定方針の決定（令和6年7月）
- ・ 総合計画審議会（令和6年7月～）
- ・ 次期戦略素案（令和6年11月）
- ・ 市民コメント（令和6年12月）
- ・ 次期戦略案（令和7年1月）
- ・ 次期戦略決定・公表（令和7年3月）